

岡山市バリアフリー基本計画について

1.1 計画策定の背景と目的

1.2 計画の位置づけ

1.3 計画期間

第1章 岡山市バリアフリー基本計画について

1.1 計画策定の背景と目的

我が国においては、急速な高齢化が進み、65歳以上の高齢者人口は3,617万人（令和2年9月15日現在、総務省発表）、総人口に占める割合は28.7%と過去最高となりました。本市においても高齢者人口は増加する傾向にあり、令和27年には高齢化率が33%に上昇すると予測されています。このような高齢化社会の進行に伴い、日常生活や社会生活において様々な障壁を感じる人の割合も今後更に高まっていくことが想定されます。

また、障害のある人が障害のない人と同等に生活し、ともにいきいきと活動できる社会を目指すノーマライゼーションの理念が浸透するとともに、年齢や性別、国籍、障害の有無などに関わらず、誰もが個性と能力を発揮できる共生社会の実現の必要性が高まっています。

こうした中、国においては平成18年にハートビル法、交通バリアフリー法を統合・拡充した「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」（以下、「バリアフリー法」という。）を制定し、それ以降も社会情勢等を踏まえた法改正を行い、より一層のバリアフリー化の推進を図ってきています。

その中で、平成30年のバリアフリー法の一部改正においては、移動等円滑化促進方針の制度を新設するとともに、移動等円滑化基本構想の制度とあわせて、市町村の作成を努力義務化しバリアフリーのまちづくりに向けた地域における取組の強化を図ることとしています。

本計画は、平成30年のバリアフリー法の一部改正を踏まえ、移動等円滑化促進方針と移動等円滑化基本構想を示す「岡山市バリアフリー基本計画」を策定し、面的・一体的なバリアフリー化の推進を図ることを目的としています。

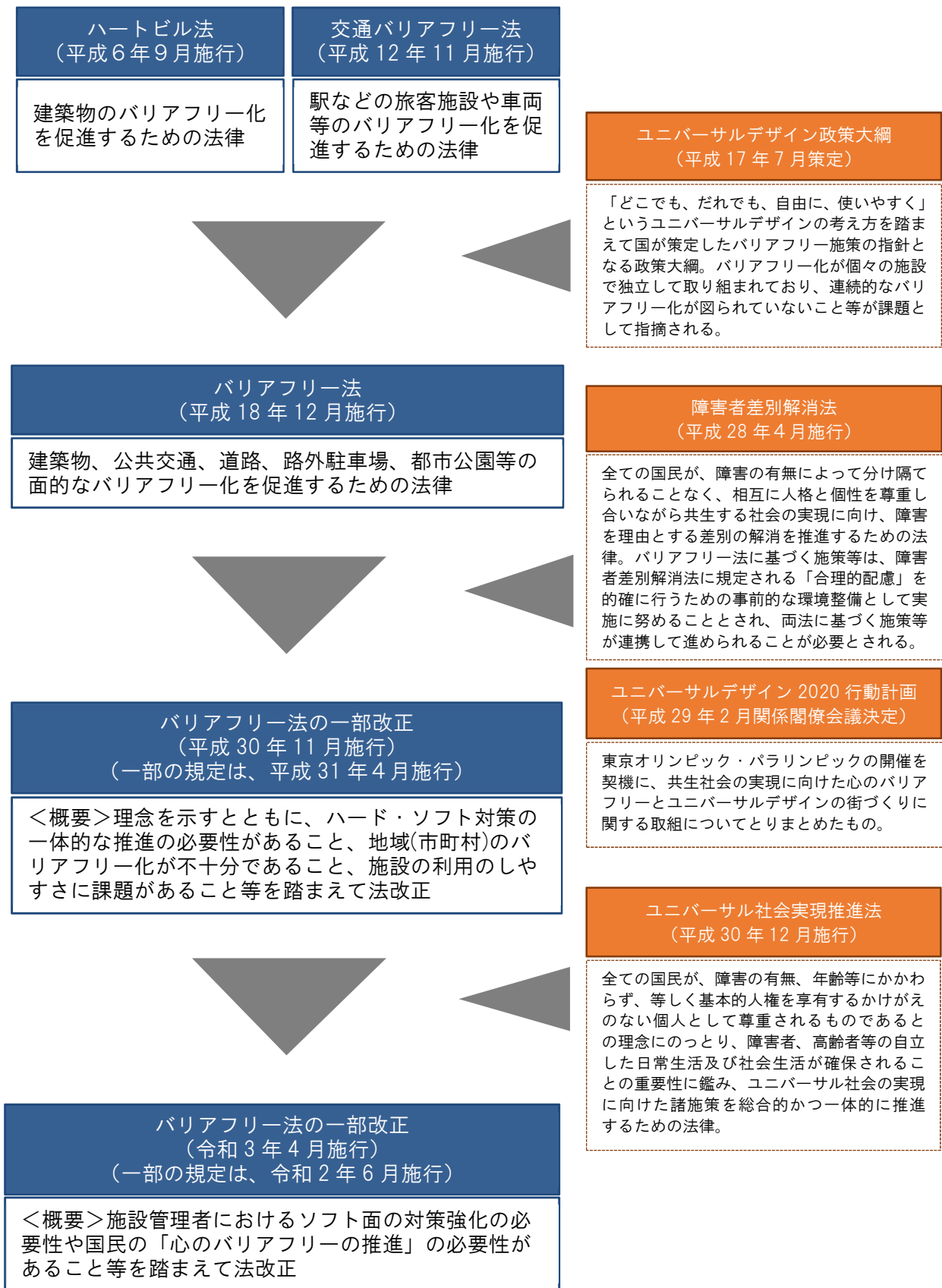


図 1-1 バリアフリー法の経緯

バリアフリー法の制度概要

※法改正の内容について、赤字は平成30年11月1日、平成31年4月1日施行
橙字は令和2年6月19日施行
青字は令和3年4月1日施行

1. 基本理念

バリアフリー法に基づく措置は、「共生社会の実現」「社会的障壁の除去」に資することを旨として行わなければならないことを基本理念として明記

2. 国が定める基本方針

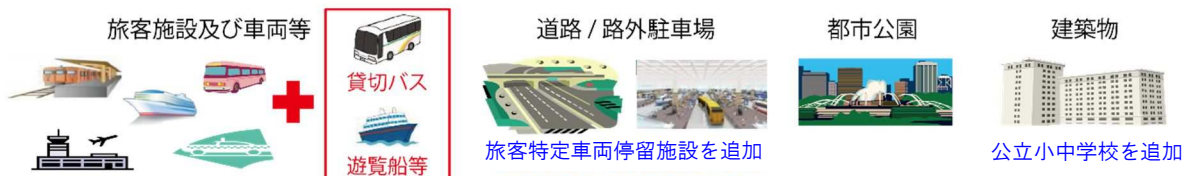
- 移動等円滑化の意義及び目標
- 施設設置管理者が講ずべき措置
- 移動等円滑化促進方針の指針
- 基本構想の指針
- 国民の理解の増進及び協力の確保に関する事項
- 情報提供に関する事項
- その他移動等の円滑化の促進に関する事項

3. 国、地方公共団体、施設設置管理者、国民の責務

4. 公共交通施設や建築物等のバリアフリー化の推進

- ハード面の移動等円滑化基準の適合については、新設等は義務、既存は努力義務
- 新設等・既存にかかわらず、基本方針において各施設の整備目標を設定し、整備推進
- 各施設設置管理者に対し、**情報提供**、**優先席**、**車椅子用駐車施設等の適正利用推進のための広報・啓発活動の努力義務**
- 公共交通事業者等に対し、以下の事項を義務・努力義務化
 - ・旅客施設等を使用した役務の提供の方法に関するソフト基準の遵守（新設等は義務、既存は努力義務）
 - ・他の公共交通事業者等からの協議への応諾義務
 - ・旅客支援、職員に対する教育訓練の努力義務
 - ・ハード・ソフト取組計画の作成・取組状況の報告・公表義務（一定規模以上の公共交通事業者等）

【バリアフリー化基準適合義務の対象施設】

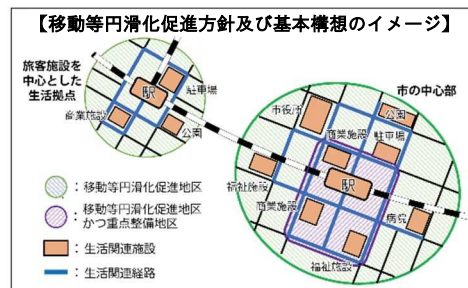


5. 地域における重点的・一体的なバリアフリー化の推進

- ・市町村が作成する**移動等円滑化促進方針**や基本構想に基づき、地域における**重点的かつ一体的なバリアフリー化**を推進

新設（努力義務） 努力義務化

- ・基本構想には、ハード整備に関する各特定事業及び「心のバリアフリー」に関する**教育啓発特定事業**を位置づけることで、関係者による事業の実施を促進
- ・**定期的な評価・見直しの努力義務**



6. 当事者による評価

- ・高齢者・障害者等の関係者で構成する会議を設置し、定期的に、移動等円滑化の進展の状況を把握・評価（移動等円滑化評価会議）

国土交通省資料を基に作成

1.2 計画の位置づけ

本計画は、バリアフリー法第 24 条の 2 及び第 25 条に基づく法定計画であり、上位計画である「岡山市第六次総合計画」や「岡山市ユニバーサルデザイン・共生社会推進基本方針」を受け、「岡山市都市計画マスタープラン」等の関連計画と連携し、バリアフリー化を重点的かつ一体的に促進するための指針を示すものです。

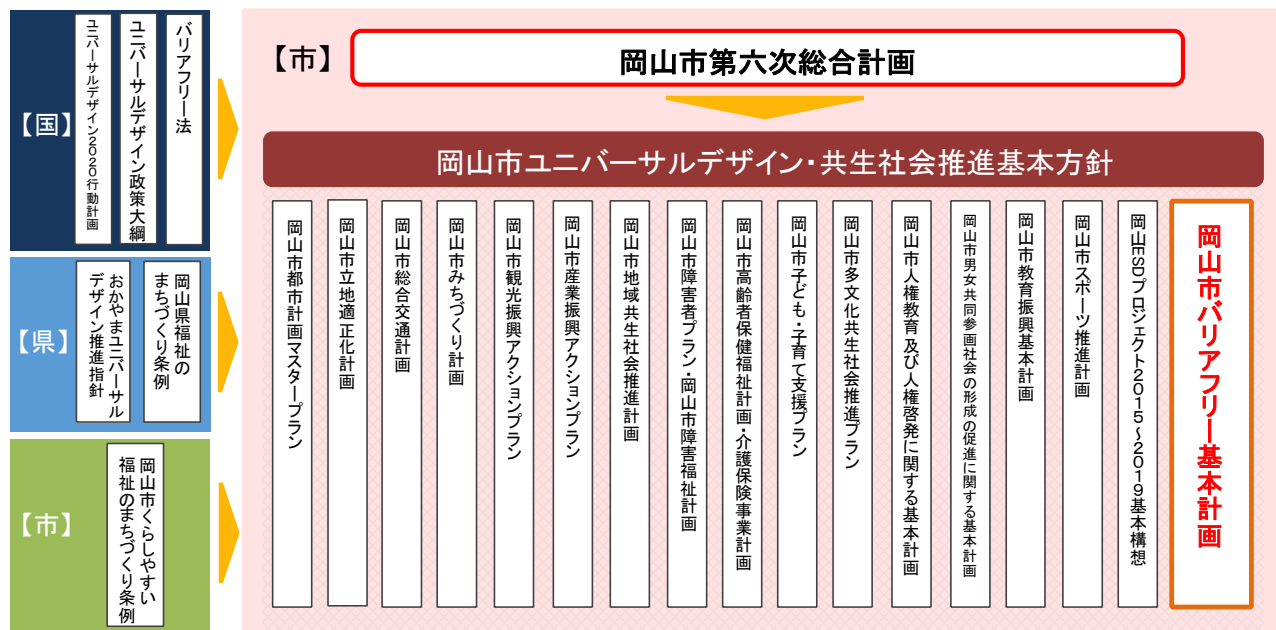


図 1-2 バリアフリー基本計画の位置づけ

《参考》

◆移動等円滑化促進方針（バリアフリー法第 24 条の 2）・移動等円滑化基本構想（法第 25 条）

市町村は、国が定める「移動等円滑化の促進に関する基本方針」に基づき、移動等円滑化促進方針、移動等円滑化基本構想を策定するよう努めることとされています。移動等円滑化促進方針及び移動等円滑化基本構想はともに、地区を設定し、面的・一体的なバリアフリー化を推進するための計画を策定するものですが、移動等円滑化促進方針では、地区のバリアフリー化の方針を示し、移動等円滑化基本構想では、地区における具体的実施事業を示す必要があります。

表 1-1 移動等円滑化促進方針と移動等円滑化基本構想の概要

	移動等円滑化促進方針 (バリアフリー法第24条の2)	移動等円滑化基本構想 (バリアフリー法第25条)
地区の設定	移動等円滑化促進地区の設定	重点整備地区の設定
概要	<ul style="list-style-type: none"> 市町村が面的・一体的なバリアフリー化の方針を示すもの 具体的な事業化の動きがなくても、方針を示すことで地域におけるバリアフリー化の考え方を共有することが可能 具体の事業計画である基本構想作成へのステップアップに繋がる 	<ul style="list-style-type: none"> 公共交通機関、建築物、道路、路外駐車場、都市公園等のバリアフリー化を重点的・一体的に推進するため、市町村が具体的な事業を位置付けた計画を作成 基本構想にて設置する協議会を通じて施設管理者相互の連携・調整を行い、面的・一体的なバリアフリー化が可能
記載事項	<ol style="list-style-type: none"> 移動等円滑化促進地区における移動等円滑化の促進に関する基本的な方針 移動等円滑化促進地区の位置及び区域 生活関連施設及び生活関連経路並びにこれらにおける移動等円滑化の促進に関する事項 移動等円滑化の促進に関する住民その他の関係者の理解の増進及び移動等円滑化の実施に関するこれらの者の協力の確保に関する事項 行為の届出等に関する事項 市町村が行う移動等円滑化に関する情報の収集、整理及び提供に関する事項 その他、移動等円滑化促進地区における移動等円滑化の促進のために必要な事項 移動等円滑化促進方針の評価に関する事項 	<ol style="list-style-type: none"> 重点整備地区における移動等円滑化に関する基本的な方針 重点整備地区の位置及び区域 生活関連施設及び生活関連経路並びにこれらにおける移動等円滑化に関する事項 市町村が行う移動等円滑化に関する情報の収集、整理及び提供に関する事項 実施すべき特定事業その他の事業に関する事項 ①5. と併せて実施する市街地開発事業において移動等円滑化のために考慮すべき事項 ②自転車等の駐車施設の整備等移動等円滑化に資する市街地の整備 ③その他重点整備地区における移動等円滑化のために必要な事項 基本構想の評価に関する事項（スパイラルアップに向けた継続した取組）

◆岡山市ユニバーサルデザイン・共生社会推進基本方針

岡山市では、だれもが暮らしやすい岡山市をめざして、ユニバーサルデザインの考え方を様々な政策の基本に据え、ハード・ソフトの両面からユニバーサルデザインのまちづくりを計画的に進めていくために、「岡山市ユニバーサルデザイン・共生社会推進基本方針」を平成31年3月に策定しています。

基本理念に「誰もが自分らしく 安心・快適に暮らせるユニバーサルデザイン・共生のまちづくり」を掲げ、「安全・快適なユニバーサルデザインの都市空間づくり」、「人にやさしいユニバーサルデザインの社会環境づくり」、「ユニバーサルデザインを実践する人づくり」を基本目標としています。

基本目標「安全・快適なユニバーサルデザインの都市空間づくり」には、不特定多数の人が利用する公共的施設や、それらを結ぶ経路のバリアフリー化をこれまで以上に推進するため、「移動等円滑化基本構想」を策定し、これに基づく取組を進めていくことが位置づけられています。

1.3 計画期間

本計画は、市の都市計画等と密接に関わるものであることから、目標年次は岡山市都市計画マスタープラン及び岡山市立地適正化計画との整合を図り、令和20年度とします。